

八王子市自転車安全運転免許証発行要綱

平成16年11月15日施行

平成27年 4月 1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、自転車安全運転免許証（以下「免許証」という。）の発行に関し、必要な事項を定めることにより、児童が安全な自転車の乗り方や、交通ルール、自転車マナーを学ぶことにより、交通事故防止を図ることを目的とする。

(免許証対象者)

第2条 市内の小学校児童（原則として3年生）を対象とする。

(自転車安全運転教室申込)

第3条 自転車安全運転教室は、市内の小中学校単位での実施とする。自転車安全運転教室を申込み小中学校は、教育委員会指導課に連絡をし、同課は、市交通事業課と実施日等について調整するものとする。

(自転車安全運転教室実施内容)

第4条 自転車安全運転教室では、所轄警察署と共に、「交通安全教育講習、実技講習、学科試験」を実施する。

(免許証交付)

第5条 前条の自転車安全運転教室を修了した児童に免許証を交付する。

2 免許証は、取得者が任意で、氏名、学校名、交付日の記入及び顔写真の貼付ができるものとする。

(交付者)

第6条 前条における免許証は、八王子市交通安全対策協議会長名で交付する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。